

20世紀世界史のための新しい教材開発

—アメリカ合衆国の公民権運動—

田 中 泉

1. 研究の目的

アメリカ合衆国の黒人解放の歴史について、従来の高等学校世界史では、1863年のエイブラハム・リンカン大統領による「奴隷解放宣言 (Emancipation Proclamation)」と、マーティン・ルーサー・キング牧師が指導した「公民権運動 (the Civil Right Movement)」だけを学習するのが一般的である。「奴隷解放宣言」にしても、南北戦争の学習において北部側が優勢に転じた要因として取り扱われることはあっても、黒人解放史の中の大きな事件として位置づけられることはあまりない。それは、アメリカ合衆国という1つの国家を、多民族・多文化国家の視点で理解するという考え方が、従来の高校歴史教育の中にはなかったからである。

また、リンカン大統領自身についても人種差別反対論者として取り扱うことが多いが、リンカンは人種差別反対論者ではなく、むしろ本来は白人優越論者である。それは、1860年の大統領選挙のためにスプリングフィールドで行われた公開討論会で彼が述べた言葉から明らかである。

「私ははっきりと申し上げます。私はどんな方法によっても、白人と黒人の社会的・政治的平等をもたらすことに賛成しておりませんし、また今までに賛成したこともなかったのです。私が黒人に投票権を与えたり、陪審員にしたり、彼らに官職につく資格を与えたり、白人と結婚することに

賛成したりするようなことを、今までにしたことはなかったのです。⁽¹⁾

またリンカン、大統領就任後の62年8月にも、解放奴隷の代表を前にして次のように述べている。

「あなたがたは、奴隷でなくなったとしても、とても白人と平等であるというわけにはいきません。⁽²⁾」

「奴隷解放宣言」が出されたのは翌63年の1月1日であり、その時点で本心から人種平等論者になっていたとは考えられない。

リンカンの業績は偉大であり、合衆国大統領史上、国民の人気をジョン・F.ケネディと二分する大統領であることは否定しない。リンカンが黒人奴隷を解放したのは事実である。さらに暗殺されたリンカンの遺志を継いだ人々によって憲法修正第13・14・15条が制定され、憲法上は黒人は白人と同等な公民権を有するようになったはずである。しかし、その約百年後の1960年代にアメリカでは黒人によって白人と同等の公民権を求める運動が燃え盛り、幾多の暴動やテロが起こり、キング牧師やケネディ大統領を含む多くの人々の血が流された。

最近に至っても、1992年のロドニー・キング事件に端を発したロサンゼルス暴動や今年の O. J. シンプソン裁判に見られるように白人と黒人の溝は埋まらないばかりでなく、ラテン＝アメリカ系住民（ヒスパニック）、アジア系住民を含めたマイノリティに対する差別も問題となり、マイノリティ間の対立も生じており、人種問題は複雑さが増すばかりで、解決のめどは立っていない。⁽³⁾

まもなく21世紀を迎えるにあたって、20世紀を1つの時代として振り返ろうとするとき、人種問題あるいは人権を守る運動について言及することは不可欠である。また、21世紀を担うべき日本の高校生が、アメリカ合衆国を多民族・多文化国家として理解し、現在および将来において合衆国の国民と接していくためには、今ここで、公民権運動にかかわる諸事象を整理・取捨選択し、教材として提示することが重要である。

そこで、筆者は本稿において、アメリカ合衆国の公民権運動を理解する

ための9つの教材を提示し、その解題をおこないたい。

2. 教材の提示と解題

(1) ブラウン事件

ブラウン事件は、カンサス州トピーカ市に住む黒人オリバー・ブラウンが子どもを白人の子どもが通う公立学校に入学させることを要求して、市の教育委員会を相手取って起こした訴訟である。州の裁判所で敗れたブラウンは、全国黒人向上委員会（NAACP）の支援を得て連邦最高裁に提訴した。以下はその判決文である。

ブラウン事件の連邦最高裁判決（1954年）⁽⁴⁾

今日、もし教育を受ける機会を拒まれてしまうと、どんな子供でも人生において成功を取める事は疑わしい。その機会は、国家が与えることを引き受けている限り、すべての人に同じ条件で有効になるべき権利である。

そこで、我々には1つの疑問が生じる。公立学校において、設備などの目に見えるもの（教科書や教具）が平等であっても、ただ人種の違いで子供を分離することだけで、マイノリティの子供から平等に教育を受ける権利を奪っているのではないか。

我々は、公共の教育において「分離はすれども平等ならば」合憲という考え方は不適切であると結論する。分離された教育施設は、本来的に不平等なのである。従って、我々は、原告および、同様な立場で分離を理由に訴訟を起こしている人々が、憲法修正第14条により保障されている法律上の保護を奪われていると判断する。 （拙訳）

この判決は、教育における人種分離政策を法律上撤廃するもので、「第二の奴隷解放宣言」（シカゴの黒人新聞『シカゴ・ディフェンダー』）と呼ばれるほど劇的かつ画期的なものであった。判決文中に述べられている憲

法修正第14条は南北戦争終結後の1868年に制定され、「人種や皮膚の色などによって市民権を奪ってはならない」としたもので、投票権の平等を定めた憲法修正第15条（1870）とともに奴隷から解放された黒人にとって市民生活における様々な権利を平等に享受できることが保障されたはずであった。しかしこの憲法修正条項は、黒人の人口が平均で40%を越える南部諸州では、非合法的行為によって無力化されていた。その多くは、「クー・クラックス・クラン（KKK）」に代表される白人優越主義秘密結社の暴力とリンチであった。さらに、1875年、デラウェア州で成立した法律は、南部諸州において公民権を一部制限する法の基準となり、ホテル、レストラン、劇場などの公共施設での差別を正当化することになった。すなわち

「ホテル、レストラン、その他客を取り扱う場合の管理者は、他の客の大多数に不快の念を与えたり、自分の仕事の妨害になるような人を客として取り扱うことを、法律によってけっして強制されることはない。」⁽⁵⁾

で、文面上には人種を表す言葉は含まれていない。このためこの州法は、憲法修正第14条には違反しない。もちろん、これと同様な一連の州法に対して人種平等論者により違憲であるとの申し立てがなされ、連邦最高裁で争われたが、結果的には逆に「州の権限を憲法修正第14条に優越させる」という判決が下され、北部各州でも差別的な法律が制定されるようになる。その象徴が公立学校と交通機関で行われた人種分離である。公立学校における分離教育は、1865年の憲法修正第13条による黒人の自由権獲得以来続いており、交通機関では、南部の鉄道で1881年以降、ジム・クロウ・カー（ジム・クロウとは、黒人の民族舞踊の曲名）と呼ばれる黒人専用車両の使用が本格化した。このジム・クロウは、のちに、広く黒人に対する差別待遇を示す言葉となった。

こうした人種分離に対する訴訟も各地で起こったが、1896年、「ブレイク事件」に関する連邦最高裁の判決で、「分離はすれども平等ならば（Separate, but equal）」合憲という裁定がなされた。この裁定により、同運賃で、同タイプ、同数の車両に乗せるかぎり、分離はしても差別にはな

らないことになり、客車のみか、寝台車、食堂車、駅の待合室に至るまで黒人用と白人用は分離された。1両しかない場合は前方を白人用、後方を黒人用と座席が指定された。この方式は、後にバスの人種分離に適用されるようになる。以来、1954年のブラウン事件に対する連邦最高裁判決までの約半世紀間、黒人は様々な場面で合法的に分離されてきたのである。その中で最も重大かつ切実であったのが分離教育である。いくら施設や教科書など「目に見えるもの」を平等にしても教育内容までも平等ということはいえない。この結果、黒人の教育水準は上がらず、社会進出は進まず、貧困と苦痛にあえぐ状況は変わらないのである。

ブラウン事件において分離教育に対する違憲判決が出された最も大きな要因は、第2次世界大戦における黒人部隊の活躍である。第2次世界大戦は、アメリカ合衆国にとってファシズムに対抗して民主主義を守る戦争であり、国民を戦争に参加させる根拠としてこの理想を強く打ち出したのであり、それが勝利に終わった瞬間から国内で民主主義を守ること、即ち黒人の地位を向上させる主張がなされたのは必然であった。1946年6月、ハリー・トルーマン大統領は行政命令を発して大統領公民権委員会を設立し、人種分離撤廃の方策について諮問した。その手始めが、連邦軍内の分離撤廃であり、この結果、朝鮮戦争以降、黒人部隊は存在しなくなる。

これと同時に、白人の尊敬を集めた黒人が何人も登場したことも、大きく貢献した。ノーベル平和賞を受けたラルフ・バンチ、ジャズのデューク・エリントンやルイ・アームストロング、ボクシングチャンピオンのジョー・ルイスなどであるが、特筆すべきは最初の黒人大リーガーであるジャッキー・ロビンソンである。ロビンソンは1947年、黒人リーグからただ1人の大リーガーとしてブルックリン・ドジャースに入団して、様々な迫害を受けながらも真摯なプレーで活躍しチームを優勝に導いた。この結果、翌年から多数の黒人大リーガーが誕生した。ロビンソンは引退後も公民権運動のために働いた。⁽⁶⁾

しかし、この最高裁判決は、即時の統合を命令したのではなく、約1

年後をめどに「十分に慎重な速度で」という留保があり、特に南部諸州では、教育施設の統合は進まず一連の事件が起こることになる。

(2) ローザ・パークス事件

1955年12月、アラバマ州のモントゴメリー市で公共交通機関で人種差別事件が起こった。これは、黒人女性ローザ・パークスが白人のために座席を譲れというバス運転手の命令に従わなかったために逮捕された事件である。ジム・クローが徹底していた同市のバスでは、白人が前から腰掛け、黒人が後ろから腰掛けることになっていたが、満席で白人がさらに乗ってきた場合、最前列に座っている黒人がその白人に席を譲ることになっていたのである。この事件は黒人によるバスの利用ボイコット運動を引き起こした。当時モントゴメリー市は、人口約13万人のうち黒人が60%を占めており、この黒人の90%以上がボイコットに協力したことでバス会社を追いつめた。⁽⁷⁾

この時のバスの利用ボイコットは、黒人解放運動史における、画期的な事件である。それは、黒人が初めて集団で行動を起こしたからである。それは、この運動を指導した1人で、まだ無名の青年牧師であったマーティン・ルーサー・キング Jr. によるところが大きい。この運動中、黒人の指導者たちに対しては、家にダイナマイトが仕掛けられたり、交通違反で逮捕されたりという嫌がらせが続いた。キング牧師自身も制限速度をわずかに5マイル超えていただけで逮捕され、さらに自宅の玄関にダイナマイトが投げ込まれ爆発した。この時キング牧師は、白人の仕打ちに怒り興奮して集まった黒人たちに対し、次のように述べた。

マーティン・ルーサー・キング牧師の声明⁽⁸⁾

みなさん、お静かに。みなさんの中で、武器を持っている者は家に持ち帰りなさい。持っていない者は、探しに行ったりしないように。仕返しに暴力を使ったところで、問題は少しも解決しません。……白

人の兄弟たちがなにをしようと、私たちは彼らを愛さなければいけない。私たちが彼らを愛していることを、彼らに知らせなければいけません。……憎しみには愛をもって報いなければいけません。

(猿谷要訳)

キング牧師は、相手の暴力に対して暴力を用いて応じないことを主張して黒人たちをなだめている。この結果、暴力的衝突は未然に防がれたのである。この非暴力主義こそキング牧師の思想の中核である。当然、キリスト教にその源は求められるが、キング牧師がインドのガンディの非暴力主義の影響を受けていたことも有名な事実である。⁽⁹⁾ いずれにしても、このローザ・パークス事件に起因するボイコット運動は、以後キング牧師が展開する「非暴力直接大衆運動 (Nonviolent Direct Mass Action)」の端緒となり、キング牧師は志を同じくする牧師たちとともに、南部キリスト教指導者会議 (SCLC) を結成した。そして、1年後の56年12月、最高裁は「交通機関における人種分離を違憲とする」判決を出した。公立学校だけでなく、公共交通機関においても人種分離は否定されたのである。

(3) オーザリン・ルーシー事件

1956年2月、アラバマ大学に入学した黒人女性オーザリン・ルーシーが受けた様々な迫害とそのことが引き起こした一連の事件は、共学問題に大きな波紋を及ぼした。彼女は入学を許可されただけで、学内の食堂や寄宿舎の利用を拒否された。最初の講義の日の夜、「大学に黒人を入れるな」と叫ぶ白人学生約千人が学長宅に押しかけ、3日目には登校を妨害しようとする学生によりルーシーの乗った車は投石を受けた。結局ルーシーが通学したのは3日間だけで、大学当局から通学停止命令を受けた。ルーシー自身の身の安全と学内の秩序維持がこの命令の理由であった。ルーシーはこれを不当として連邦地方裁に提訴し、再入学を認める判決を得た。⁽¹⁰⁾

しかし、白人による攻撃は続き、連邦議会議員レベルでも54年の最高裁

判決に反対する声明が出された。その1つが、56年3月に上院議員サム・アーヴィン Jr. がノースカロライナ州議会両院で行った演説である。

ブラウン事件の連邦最高裁判決に対するアーヴィン上院議員の⁽⁴⁾声明我々は、共学問題についての最高裁判決を司法権力の明らかな濫用であるとみなす。

オリジナルの合衆国憲法は教育のことには言及しておらず、また、修正第14条も他の修正条項も同様に言及していない。修正第14条を具申する前に行われた議論はそれが合衆国が維持している教育システムに悪影響を与える趣旨はなかったことを示している。

裁判所が憲法に反して不当に権力を行使したことは、合衆国に大混乱と困惑を与えた。また、90年間にも及ぶ善良な白人と黒人の忍耐強い努力が創り上げてきた兩人種間の友好的関係をぶち壊している。またこれまでの友情と理解に憎悪と疑念を植えつけた。

我々は、いかなる法的な手段によっても、強制的な統合に抵抗しようという意志を表明した諸州の動きを讃える。 (拙訳)

(4) リトルロック高校事件

1957年9月、アーカンソー州リトルロックで、初めての黒人生徒9人(男子3名・女子6名)の入学に際して、連邦政府と州政府の対立に発展する事件が起こった。それは、最初の登校日、フォーバス州知事が黒人生徒の登校によって混乱が起こる恐れがあるという理由によって州兵250人を派遣したことによって始まる。校門で待ち構えていた白人群衆の黒人生徒への暴力に対し、州兵は冷笑をもって見送ったのである。この報告を受けたドワイト・アイゼンハワー大統領は、自分の権限内のあらゆる法的手段をもって憲法を守ると伝えたのに対し、州知事は州民を暴力から守るために州の権限を保障した憲法を守ると応酬した。大統領は、非常事態を宣言

し、連邦軍を派遣すると同時に州兵を連邦軍に編入して黒人学生を護らせ
た。⁽¹²⁾

しかしこの問題はやがて長期化し、大統領の矛先も鈍るようになり、逆に南部諸州の白人を元気づけてしまった。ブラウン事件の判決を出した連邦最高裁の長官アール・ウォーレンは、自分を長官に任命したアイゼンハワー大統領を後日、次のように批判している。

アイゼンハワー大統領への批判（『ウォーレン回想録』より）⁽¹³⁾

人気があるのだから、アイゼンハワーが、憲法修正第13条・第14条・第15条が採択されてからも長年あい変わらず黒人児童は差別されていること、こういう残酷な慣習を続けるのは違憲だといまこの国の最高裁判所が示したこと、その判決を尊重して80年以上に及ぶ背徳行為を矯正する力になるのが市民一人一人の義務であることを言明したら——もしこの趣旨のことを言明したら、いままで悩まされ続けてきた多くの人種問題から国民は解放されたはずだ、と信ずる。ただし、大統領はホワイトハウスを去ったあとでも、この判決が正しいと思う、とはおくびにもださなかった。アイゼンハワー大統領は、ブラウン対教育委員会の判決とその結果に憤慨したのだ。（森田幸夫訳）

(5) メレディス事件

黒人の公民権運動組織の支持を受けて当選したジョン・F. ケネディが大統領に就任した翌1962年、ミシシッピ大学で起こった入学妨害事件が大きな問題となった。入学を求めたのは、朝鮮戦争での活躍で勇士と評価されたジェームズ・メレディスという黒人男性で、1年余りの法廷闘争の結果、最高裁の判決によりやっと入学を認められたのであった。しかし、バーネット州知事はこの判決に抵抗し、実力で阻止する姿勢を見せた。これに対し、大統領の実弟で司法長官であったロバート・ケネディは、学長らを

法廷侮辱罪で訴え、大統領は州兵7500人を連邦軍に編入させるとともに連邦執行官を派遣して1人の黒人学生の入学を援護しようとした。州都ジャクソン市では市民が興奮して南北戦争時の南軍の旗を持ち出し連邦軍と闘う姿勢を見せた。⁽¹⁴⁾

まさに、リトルロック高校事件の再現であり、今度は実際に流血の惨事が起こった。このため大統領は連邦軍を増派し、自ら指揮して紛争を鎮圧した。この事件に刺激されて南部諸州の各地で白人と黒人の衝突が起こり、アラバマ州では、最大の都市バーミングハムでキング牧師が人種分離撤廃を要求するデモ行進など非暴力直接大衆運動を行ったが、最後には流血の事件となり、また大学では再び入学拒否事件がおこり、州知事と大統領の対立に発展した。

ケネディ大統領は、司法長官ロバート・ケネディとともに、黒人の投票権についての訴訟を起こしたり、住宅や連邦雇用に関する行政命令を出したりして、公民権運動を支援したが、南部諸州の頑迷な抵抗に加えて、ベルリン問題やキューバ危機などの重大な外交問題が足枷となり、満足な活動ができなかった。しかし、大統領は「奴隷解放宣言」百年目を記念して、6月13日、テレビを通じてホワイトハウスから国民に呼びかけた。

ケネディ大統領の国民向けテレビ演説⁽¹⁵⁾

アメリカの学生は皮膚の色のいかにかわらず、軍隊に護衛されたりせずにどんな公立学校に通うことも可能でなければなりません。アメリカの消費者は皮膚の色にかかわらず、路上でやむなくデモなどという手段に訴えたりしなくとも、ホテル、レストラン、劇場、商店など公共の便宜のための場所で、平等なサービスを受けることができるようでなければなりません。またアメリカの市民であれば皮膚のいかにかわらず、妨害されたり仕返しを受けたりするような心配をせずに、自由な選挙で登録し、投票することができるようでなければなりません。……要するに、あらゆるアメリカ人は、自分自身や子ど

もたちの取り扱いについて、自分の望むようにしてもらい権利を当然持つべきなのであります。

だが、実際はそうではありません。

(猿谷要訳)

(6) バーミングハム闘争

キング牧師にとっても、「奴隷解放宣言」百年目にあたる1963年は人種分離撤廃の目標とした区切りの年であった。キング牧師の指導する SCLC は、アラバマ州最大の都市バーミングハムに目標を定め、非暴力直接大衆運動を展開した。バーミングハムは、鉄鋼業で世界的にも有名な町だが、白人と黒人の貧富の差は大きく、奴隷解放後も白人がすべての権力を掌握し、人種間の差別が常態として行われていた。キング牧師は、法廷闘争でもなく、また暴力闘争でもなく、ただ大衆が街頭で分離および差別の撤廃を要求するという戦術を採用した。つまり非暴力に徹したデモ行進や集会、シット・イン（座り込み⁽¹⁶⁾）などである。この戦術は、バスボイコット運動以来それまで各地で行ってきた非暴力直接大衆運動であった。しかし、白人たちが暴力を使って対抗し、また黒人の若者達の中にはいくらか犠牲を払っても現状が打開できないことの焦りから暴力を用いる危険があった。

4月3日から始まったこの人種分離撤廃闘争を迎えうったのは市長のデモ禁止令を守らせようとした警察官であった。秩序を守って整然と行進する黒人たちに対して大勢の警察官が警棒で殴りかかり、警察犬をけしかけ、消防用のホースから高压で吹き出る水で黒人たちをなぎ倒して逮捕した。キング牧師は市当局が差別撤廃を明言するまでデモを続けたので、「警官の野蛮な行為 (police brutality)」も毎日続けられ、刑務所は逮捕者で溢れ返った⁽¹⁷⁾。キング牧師自身も賛美歌を歌いながら行進しているところを逮捕され、独房に閉じ込められ外部との連絡を禁止された。当然、こうした無謀とも見える戦術への批判が穏健派の牧師たちからも起こったが、キング牧師は、獄中で彼らに対し手紙「バーミングハムの獄中から答える」を

書いた。

バーミングハムの獄中から答える (1963年4月16日)⁽¹⁸⁾

「なぜ直接行動を、なぜ座り込みやデモ行進などを。交渉というよい手段があるではないか」と、あなたがたが問われるのはもっともです。話し合いを要求されるという点では、あなたがたはまったく正しいのです。実に、話し合いこそが直接行動の目的とするところなのです。非暴力直接行動の狙いは、話し合いを絶えず拒んできた地域社会に、どうしても争点と対決せざるをえないような危機感と緊張をつくりだそうとするものです。それは、もはや無視できないように、争点を劇的に盛りあげようというものです。緊張をつくりだすのが非暴力的抵抗者の仕事の一部だといいましたが、これは、かなりジョッキングに伝わるかもしれません。わたしは、これまで暴力的緊張には真剣に反対してきました。しかし、ある種の建設的な非暴力的緊張は、事態の進展に必要とされています。…… (中略)

われわれの直接行動計画の目的は、話し合いへの戸口を必然的に開くことになるような、危機をはらんだ状況を生み出すことにあります。したがって、話し合いを要求されたという点では、わたしは、あなたがたと意見の違いをみないのです。あまりにながいがいあいだ、われわれが愛する南部は、対話によるよりは独白によって暮らそうとして、悲劇の泥沼に沈んできたのです。 (中島和子・古川博巳訳)

(7) ワシントン大行進

1963年のバーミングハム闘争後2カ月半の間に、全米186の都市で合計758回のデモが行われた。なかでも、6月23日にデトロイトで行われたデモは10万人が賛美歌を歌いながら行進し、キング牧師もキャバナ・デトロイト市長などリベラル派の白人とともに先頭に立った。ケネディ大統領がテ

レビから国民に人種分離撤廃を訴えたのもこのころである。そして、同年8月、非暴力直接大衆運動のクライマックスとして史上空前のワシントン大行進が行われた。20万人とも25万人ともいわれるこのデモ行進の参加者はワシントン記念塔からリンカン記念堂までを埋めつくした。参加者は黒人ばかりではなく、5分の1は白人が占めたといわれている。キング牧師はこの行進において不朽の名演説「私には夢がある」を行った。

「私には夢がある (I have a dream)」演説⁽¹⁹⁾

今から百年前に、私たちがこうしてその像の下に立っている一人の偉大なアメリカ人が奴隷解放宣言に署名しました。……しかしそれから百年たった今も、黒人はまだ自由にはなっていないという悲劇的な事実と直面しなければならないのです。百年たった今も、黒人の生活は分離という手錠と差別という鎖のため、悲しくも無力にされているのです。百年たった今も、黒人は物質的な繁栄という広い海のなかの、貧困という孤独な島で暮らしているのです。……

さあみなさん、戻ろうではありませんか。現状はいつの日にか変えられると信じて。絶望の谷間で溺れてはならないのです。

さあみなさん、私は、今日みなさんに向かっていいたい。たとえどんな困難や挫折があっても、私には依然として夢があるのです。それはアメリカン・ドリームに深く根ざした夢なのです。

私には夢があるのです。いつの日かこの国が立ち上がって「すべての人は平等につくられたことを我々が自明の真理と考える」という信条の真の意味に生きるようになる夢が。

私には夢があるのです。いつの日かジョージア州の赤土の丘の上で、昔の奴隷の息子たちと、昔の奴隷主の息子たちが、一緒に兄弟として同じテーブルに座ることができるような夢が。

私には夢があるのです。いつの日かミシシッピのような州でさえも自由と正義のオアシスに変貌するような夢が。

私には夢があるのです。いつの日か私の幼い4人の子供たちが皮膚の色によってではなく、どんな内容の人間かということによって評価される国に住むようになる夢が。

今日、私には夢があるのです。

私には夢があるのです。いつの日か、今は知事の唇が介入拒否と州権の主張で満たされているアラバマ州で、情勢が変わって幼い黒人の少年少女たちが、幼い白人の少年少女たちと手を結び合い、姉妹兄弟として一緒に仕事ができるようになる夢が。

私には夢があるのです。いつの日かあらゆる谷間は高められ、あらゆる丘や山は低められ、凹凸の場所は平にされ、曲がりくねった場所は真っ直ぐにされ、神の栄光が輝いて、あらゆる生きものが一緒にそれを見るようになるという夢が。

これが私たちの願いなのです。

(猿谷要訳)

(8) 公民権法の制定

1963年6月、ケネディ大統領は、テレビ演説を行う3日前、公共施設における人種分離を禁止する新しい公民権法案を議会に提出した。しかし、議会の多数を占める保守勢力はこの法案に徹底的に抵抗し、様々な予算案まで巻き添えにした。そこで、ケネディ大統領は再び国民に直接アピールするため、

「現在のように諸問題が絶えることのない複雑な世界、不満といらだちに満ちている世界では、アメリカの指導者は、知識と理性に従わなければならない。」⁽²⁰⁾

という演説草稿をもってテキサス州ダラスに向かった。そして11月21日、彼は、この白人優越主義勢力の中心地でパレード中に、公衆の面前で暗殺された。副大統領から大統領に昇格したリンドン・ジョンソンは、ケネディ暗殺から5日後、連邦議会両院合同会議の場で、

「ケネディ大統領の榮譽を称えたいとお考えなら、何よりもまず、一刻も早く公民権法を通過させることです。⁽²¹⁾」

と演説し、ケネディの人種分離撤廃政策を継承することを明らかにした。この結果、1964年7月、公共施設における人種分離、黒人および女性に対する差別を違法とし、その撤廃のための具体的な権限を連邦政府に与えることを内容とする新公民権法が成立した。さらに、翌65年8月には、黒人の投票権行使を妨げていた選挙登録の際の読み書きなどのテストを廃止するとともに、登録事務を監督する権限を連邦政府（司法長官）に認めるという内容の新公民権法（投票権法）が成立した。これらはそれまでの公民権法を骨抜きにする原因となってきた、南部諸州の白人の主張する「住民自治の原則」にメスをいれるもので、これまで選挙を通じて自らの主張を表現することのできなかつた南部の黒人（表）が、全く新たな有権者集団

表 南部の黒人潜在投票数 (1963)⁽²²⁾

州名	A	B	C
ミシシッピ	42	7	396000
南カロライナ	35	8	358000
ルイジアナ	32	14	356000
アラバマ	30	5	415000
ジョージア	28	6	454000
北カロライナ	24	10	340000
アーカンソー	22	12	120000
ヴァージニア	21	9	340000
フロリダ	18	9	287000
テネシー	17	8	179000
テキサス	12	7	338000
総計			3583000

A：全人口に対する黒人人口の比率（％）

B：黒人登録者の比率（％）

C：可能な未登録黒人人口（人）

として出現することになった。

以下は、1965年5月15日、連邦議会両院合同会議にてこの投票権法の必要性を主張したジョンソン大統領の演説である。

ジョンソン大統領の演説⁽²³⁾

公民権に関する多くの問題が複雑で困難である。しかしこれについても議論の余地はない。すべてのアメリカの市民は平等な投票権を有すべきである。その権利の付与を妨げることは許す理由はない。我々にとってこの権利を保障することより重い責務はない。

しかし、この国の多くの場所で、黒人というだけの理由で多くの男や女が投票から遠ざけられているという耳障りな事実がある。人為的巧妙さによって可能な策略がこの権利の付与を妨げてきた。黒人の市民が投票登録所へ行っても、日が違うとか、受付時間が終わったとか、係員がいないという理由で追い返された。

たとえ登録官のもとへ出頭できたとしても、申込書にミドルネームが書かれていないとか、短縮形で書かれているといった理由で失格にされる。また、仮りに申込書が完璧であっても、テストを受けなくてはならない。このテストに合格するか否かは登録官の個人的な判断にかかっている。そのテストも、合衆国憲法の前文を暗誦せよとか、州法の最も複雑な条項を説明せよというものである。大学の学位でさえ、読み書きができることの証明にはなりえない。このような障壁を打ち破る唯一の方法は、白い皮膚を見せるしかないのが実状である。

水曜日に、私は、投票する権利に対する違法な障壁を排除する法律を議会に送付する。この法案は、連邦・州・地方のすべての選挙における投票において、黒人への投票権の付与を妨げてきた制限を打ち破るだろう。

(拙訳)

(9) 「ブラック・パワー」の提唱

黒人の投票権獲得を確固たるものにした公民権法が成立した5日後、ロサンゼルス郡のワッツ地区で空前の黒人暴動が起こった。ワッツ地区の人口の98%は黒人であり、人口密度が市全体の平均の4倍、大人の3分の2はハイスクールを卒業しておらず、読み書きのできないものが1割を超えていた。このようなスラム街は、「ブラック・ゲッター」と呼ばれ、大都市にはかならず存在した。キング牧師は次の目標として大都市の黒人問題を取り上げたばかりであった。それまでの公民権運動が、南部諸州の法制度的差別を打ち破るための闘争だったのに対し、形式だけの平等に対する怒りが爆発したのがこの暴動であった。南部以外の州も含めて、都市では多くの黒人たちが、雇用、住宅、教育という日常生活における差別と貧困にあえいでいたのである。暴動は日ごとに激化し、焼き打ち、略奪が繰り返され、州兵との撃ち合いにも発展した。死者34名、逮捕者約4千名を出し、10日間の暴動は鎮圧されたが、この暴動は、ニューヨークやシカゴにも飛び火し、「長く暑い夏 (Long and Hot Summer)」と呼ばれた。この「長く暑い夏」は、実は、前年から始まっており60年代末まで毎年のように続いたのである。⁽²⁴⁾

キング牧師は、このワッツ地区の暴動に駆け付けたが、もはやなす術もなく、これまでの戦術である非暴力直接大衆運動が、大都市のスラム街では全く通用しないということを思い知らされた。全く異質の世界が彼の前に立ちはだかったのである。また、これまでキング牧師を信じてついできた黒人の若者達にとっても、非暴力で合法的な手段も白人の暴力でねじ伏せられ、公民権運動を推進する人々が次々と暗殺され、しかもその容疑者が刑に服することはないという現実の前で、白人に対して暴力で対抗する以外に自衛の手段はないと考えるようになっても責めることはできない。

このような追い詰められた状況の中で、「ブラック・パワー」を唱えたのが、25歳で学生非暴力調整委員会 (SNCC) の委員長になったばかりのストークリー・カーマイケルであった。「我々が必要としているのは、ブ

ラックパワーなのだ」というカーマイケルの宣言に多くの若い黒人は興奮した。この魅力的なスローガンはあっという間に全米に広まった。この主張は、キング牧師のめざす理想への批判であり、非暴力運動との訣別、白人との「統合 (integration)」との訣別であった。

ストークリー・カーマイケルの主張 (1966年)⁽²⁵⁾

黒人は定義し直されねばならないし、それができるのは黒人だけである。この国中で、黒人のコミュニティのほとんどが、自己定義を主張し、黒人の歴史と文化を見直す必要を認め初めている。また、彼等自身のコミュニティや連帯の意義を認め初めている。まず、「ニグロ (Negro)」という言葉への憤りが増しつつある。例えば、この言葉が我々の迫害者の案出によるからである。これは我々を描写するときの彼らのイメージである。多くの黒人は、いま、自分達のことをアフリカン＝アメリカンとかアフロ＝アメリカン、あるいは黒色人 (black people) と呼んでいるが、それが我々自身のイメージだからである。我々が我々自身のイメージを定義し始めたとき、我々の迫害者が創りだした決まり文句は、白人のコミュニティの中で終始するようになるだろう。黒人のコミュニティは、自身が創りだした肯定的なイメージをもつようにだろう。このことは我々がもはや、自分達のことを怠け者 (lazy) とか、冷淡者 (apathetic) とか、愚か者 (dumb) とか、道楽者 (good-timer) とか、不精者 (shiftless) などと呼ぶことはなくなるということである。これらの言葉は、白人のアメリカ人が我々を定義した言葉である。もし我々がこんな形容を受け入れるならば、過去の我々の一部がそうであったように、我々自身を否定的に見ることになり、それはまさに白人のアメリカ人が我々に対して求めた見方にほかならない。我々の闘う刺激はなくなり意志は放棄されるだろう。今後、我々は自分達をアフリカン＝アメリカンと見なすべきであり、精力的で、決然的で、知的で、美しく、平和を愛する黒色人であると見なす。

(拙訳)

こうした批判に対し、キング牧師は「ブラック・パワーは失望の叫びである……。それは絶望や失望の傷口から生まれたものだった。」としながらも深い理解を示して次のように書いている。

キング牧師のブラックパワーに対するコメント⁽²⁶⁾

今日ブラックパワーを唱える多くの青年たちは、きのうまで黒人、白人の協力や、非暴力の直接行動を熱心に信じていた人びとであった。大きな犠牲と献身、それに未来への輝かしい信頼、そういうものをもった彼らは、南部の農業地帯で勇敢に働いた。……（中略）

もし彼らが今日アメリカの怒れる子供たちであっても、その怒りは生まれつきのものではない。権力をもった人たちが無定見で、ときには妨害したり、気の弱さを見せたりというありさまなので、真の解決は絶望的なくらいに遠いのだという感情への反応なのである。もしストークリー・カーマイケルがいま非暴力は不適當だというなら、それは彼が身を挺した多くの戦闘での古つわものとして、黒人や白人の公民権運動者に対する最も残酷な暴力を自分の目で見、さらにそれが罰せられないでいるのを見たためなのである。（猿谷要訳）

3. 結 語

本稿で取り上げた9つの教材は、いずれも黒人解放運動史、とりわけ公民権運動において画期となった事件である。1954年の「ブラウン事件」は、分離は違憲であるという連邦最高裁判決をもたらし、「分離はすれども平等ならば」合憲という1896年の「プレッシー事件」の連邦最高裁判決を覆し、分離主義に風穴をあけた。その後の、「オーザリン・ルーシー事件」、「リトルロック高校事件」および「メレディス事件」は、ブラウン事件の連邦最高裁判決にも拘わらず起こったもので、この問題が簡単には解決しない根深いものであることを示している。また、この一連の共学問題に係

わる事件は、各州と連邦政府の対立を生み出している。これは、州権主義と連邦主義の対立という、合衆国成立以来の政治的課題が持続していることも示している。

一方、「ローザ・パークス事件」は、たんに公共交通における分離を突き崩しただけでなく、バスの利用ボイコットを引き起こしたことで、キング牧師が指導した非暴力直接大衆運動、公民権運動の端緒としての意義が大きい。「バーミングハム闘争」と「ワシントン大行進」は、この非暴力直接大衆運動の最も象徴的なもので、その最盛期を意味するものでもある。

1965年の「公民権法の制定」は、公民権運動の成果であり、一応の終息をもたらした。しかし、実質的な分離が、特に東部や西海岸の大都市において促進され、人種間の経済的な格差は拡大した。このため、一部の黒人の不満は募った。それを代表するのが「ブラック・パワーの提唱」である。それは、キング牧師が理想とした白人社会との融合を否定し、黒人には独自の社会を築く能力があり、また当然築くべきであるという考え方である。この考え方は、やがて他の民族的マイノリティにも波及した。すなわち、先住アメリカ人、アジア系諸民族、ラテン＝アメリカ系諸民族（ヒスパニック）、ワズプ以外のヨーロッパ系諸民族などである。それぞれのエスニック集団が自己の民族性や文化を維持・主張することで、アメリカ合衆国は、70年代以降、多民族・多文化国家の性格を強めた。

従来の日本の教育において、アメリカ合衆国は「人種のるつぼ」と表現されてきた。それは、多数派のワズプが政治・経済的な主導権を持っており、マイノリティがワズプ社会に同化することで社会的進出を図る現象を意味する。しかし、今や多民族・多文化的性格を表現する言葉である「サラダ・ポウル」を用いるのが一般的である。そして、エスニック集団間の軋轢は増しており、深刻な問題も発生している。したがって、われわれ日本の歴史教育に関わる者としては、公民権運動の意義を十分に理解し、またその課題やアメリカ合衆国の現状をよく把握する必要がある。

関係年表 黒人解放運動の歴史

1863	奴隷解放宣言
65	南北戦争終結, 憲法修正第13条 (黒人の自由獲得)
68	憲法修正第14条 (黒人の市民権保障)
70	憲法修正第15条 (黒人の選挙権保障)
75	デラウェア州で黒人の市民権を制限する基準的法律成立
83	州権を憲法修正第14条に優先させる最高裁判所の判決
87	このころから南部各州でジム=クロウ=カー採用
96	「ブレッシイ事件」判決で, 最高裁が「分離はすれども平等ならば」の裁定
1909	全国黒人向上協会 (NAACP) 創設
39	第2次世界大戦勃発, 軍需産業の回復・発展 黒人の雇用を求めるワシントン大行進
41	ローズヴェルト大統領の特別命令 (雇用における人種・信仰・皮膚の色・ 出身による差別禁止)
42	約70万人の黒人が兵として出征 (ほとんど黒人部隊で, 混成部隊はわずか。 食事など待遇面で差別あり)
46	2州以上をわたる交通機関の分離禁止
47	プロ野球大リーグに初の黒人選手 (ジャッキー・ロビンソン)
48	トルーマン大統領, 軍隊内部における差別の禁止
50	国連事務次長ラルフ・バンチ, 黒人初のノーベル平和賞受賞
53	アイゼンハワー大統領就任
54	(1) ブラウン事件 (分離教育に違憲判決)
55	(2) ローザー・パークス事件, バス・ボイコット運動
56	(3) オーザリン・ルーシー事件 (アラバマ大学入学拒否事件) 連邦最高裁で「公共バスにおける人種分離」に違憲判決 南部キリスト教指導者会議 (SCLC), M. L. キング牧師を議長として結成
57	(4) リトルロック高校事件
60	ノースカロライナ州の食堂シットイン運動 学生非暴力調整委員会 (SNCC) 結成
61	ケネディ大統領就任
62	(5) メレディス事件 (ミシシッピ大学入学拒否事件)
63	(6) バーミングハム闘争 (アラバマ州黒人デモ事件) (7) ワシントン大行進 ケネディ大統領暗殺事件, ジョンソン副大統領昇格
64	公民権法成立 (公共施設, 公立学校および雇用における人種分離禁止) キング牧師, ノーベル平和賞受賞
65	(8) 公民権法 (投票権法) 成立 ロサンゼルス大暴動 (ワッツ事件)
66	(9) 「ブラック・パワー」の提唱 (ストークリー・カーマイケル)
67	デトロイト大暴動
68	キング牧師暗殺事件

参 考 文 献

1. 猿谷要『アメリカ黒人解放史』サイマル出版会, 1968年
2. 猿谷要『キング牧師とその時代』(NHK ブックス) 日本放送出版協会, 1994年
3. ハワード・ジン(猿谷要訳)『民衆のアメリカ史』TBS ブリタニカ, 1993年
4. マーティン・ルーサー・キング(中島和子・古川博巳訳)『黒人はなぜ待てないか』みすず書房, 1965年
5. 中屋健一『明解アメリカ史』三省堂, 1987年
6. 川島正樹「アフリカン・アメリカンの行方」『現代アメリカ合衆国』(福田茂夫・野村達朗・岩野一郎・堀一郎編) ミネルヴァ書房, 1993年
7. 上杉忍『バクス・アメリカーナの光と陰』(新書アメリカ合衆国史③) 講談社, 1989年
8. 上坂昇『キング牧師とマルコム X』講談社, 1994年
9. アンドリュー・ハッカー(上坂昇訳)『アメリカの二つの国民』明石書店, 1994年
10. Derek Heater, *Case Studies in Twentieth-Century World History*, Longmann (London, UK), 1988
11. ジャッキー・ロビンソン(宮川毅訳)『黒人初の大リーガー』ベースボール・マガジン社, 1974年

〔註〕

- (1) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 91ページから引用。
- (2) 同上。
- (3) 現在における黒人と白人の断絶の状況は, アンドリュー・ハッカー『アメリカの二つの国民』に詳しい。上坂昇『キング牧師とマルコム X』, 9~16ページを参照。
- (4) A Derek Heater, *Case Studies in Twentieth-Century World History*, p. 133.
- (5) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 119ページから引用。
- (6) ジャッキー・ロビンソン『黒人初の大リーガー』に詳しい。
- (7) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 179~180ページ, 同『キング牧師とその時代』44~52ページ, および上坂昇『キング牧師とマルコム X』, 52~61ページを参照。
- (8) 猿谷要『キング牧師とその時代』, 51ページから引用。
- (9) 同書, 66~68ページ, および上坂昇 前掲書, 38~42ページを参照。
- (10) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 177~178ページを参照。
- (11) Derek Heater, *op. cit.*, p. 134.
- (12) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 181~183ページを参照。
- (13) 猿谷要『キング牧師とその時代』, 54ページから引用。

- (14) 同書, 100~102ページを参照。
- (15) 同書, 111ページより引用。
- (16) シットインとは「座り込み」のことであり, 非暴力直接大衆運動の典型的な方法である。公民権運動においてこの方法が初めておこなわれたのは, 1960年のことで, ノースカロライナ州グリーンズボロ市のストア内の白人専用の食堂のカウンターで, 黒人学生3人が注文した食事が運ばれてくるまで座り続けたことに端を発する。猿谷要『キング牧師とその時代』, 75~78ページを参照。
- (17) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 192~193ページ, および同『キング牧師とその時代』, 103~110ページ, 上坂昇 前掲書, 67~70ページを参照。
- (18) マーティン・ルーサー・キング (中島和子・古川博已訳)『黒人はなぜ待てないか』, 96ページから引用。
- (19) 猿谷要『キング牧師とその時代』, 114ページから引用。上坂昇 前掲書, 71~76ページを参照。
- (20) 上杉忍『ボックス・アメリカーナの光と陰』, 156ページ。
- (21) 同書, 158ページ。
- (22) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 215ページより引用。
- (23) Derek Heater, op. cit., p. 136.
- (24) 猿谷要『アメリカ黒人解放史』, 206~210ページを参照。
- (25) Derek Heater, op. cit., p.132.
- (26) 猿谷要『キング牧師とその時代』, 152ページより引用。